

2(1)認知症介護家族やすらぎ支援事業

認知症介護家族やすらぎ支援事業概要（市HPより抜粋）

認知症介護家族やすらぎ支援事業

概要

認知症の人を自宅で介護する家族が、外出する時間帯、または介護疲れで休息が必要な時間帯に、認知症の人の介護経験等があるボランティア(やすらぎ支援員)が、認知症の人の居宅を訪問し、認知症の人の見守り、話し相手、家族の相談に応じます。

内容

家族介護者へのサービス

認知症の人の介護方法などに関する相談を行います。

認知症の人へのサービス

(例)・見守り(散歩の付添いを含む)・話し相手・趣味の手伝い

食事の配膳等声かけ

トイレ誘導

※緊急時を除き、直接身体に触れる介護は行いません。

実施場所

見守りの対象となる認知症の人の方のご自宅等

実施期間

回数:1日1回、週3回まで

時間:3時間以内(午前9時から午後6時)

定員

定員はありません。

対象者

福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、介護保険法に規定する要支援・要介護認定を受けている在宅の認知症の人(40歳以上65歳未満の者で介護保険法施行令第2条に規定する特定疾病に該当するものを含む。)を同居または同居に準じた状況で介護している家族

※施設入所者・入院中の方・やすらぎ支援員では対応ができない方は対象外です。

申請できる人

対象者と同じです。

利用料(費用)

1. 1時間500円及びやすらぎ支援員の交通費
2. 当日のサービス終了時にやすらぎ支援員に利用料金をお渡しください。領収書を発行します

申請方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申込みください。

お申し込み後、やすらぎ支援員コーディネーターが、見守り対象者の方やご家族(申込者)の状況をお聞きするためにご自宅へお伺いし、やすらぎ支援員の派遣について決定します。見守り対象者に該当しない場合については、やすらぎ支援員を派遣しないことがあります。やすらぎ支援員の派遣決定後のサービス利用については、やすらぎ支援員と調整してください。

申請期日

利用申込書は、随時受け付けております。

申請窓口

各区保健福祉センター福祉・介護保険課

お問合せ

東区福祉・介護保険課 電話番号 092-645-1071
博多区福祉・介護保険課 電話番号 092-419-1078
中央区福祉・介護保険課 電話番号 092-718-1145
南区福祉・介護保険課 電話番号 092-559-5127
城南区福祉・介護保険課 電話番号 092-833-4170
早良区福祉・介護保険課 電話番号 092-833-4352
西区福祉・介護保険課 電話番号 092-895-7063